

令和3年度 第4回岐阜県省エネ・新エネ推進会議 議事要旨

日時：令和4年2月16日（水）15:00～16:30

場所：オンライン開催

【議事1：岐阜県エネルギービジョン(案)について】

○資料1、2-1、2-2、3に基づき、事務局から説明。

○資料2-2について、意見聴取。

<EV バッテリーの寿命とコストについて>

(委員)

- ・バッテリーの寿命が短いということについては、イメージ的な部分があるのではないかと推測される。
- ・弊社が導入したバッテリーについて、10年経っても70%を下回ることはほとんどない状況である。
- ・技術開発によりバッテリーの寿命が延びてきている。
- ・全世界の自動車メーカーが電動車に舵を切っている状況であり、バッテリーの状況についてもさらに改善していく見込みである。
- ・コストについても、大量生産によって下がる方向になっていくため、長期的に改善していく見込みである。

<送電網・送電容量について>

(委員)

- ・従来、送電線は通常2回線で運用しており、片方が故障した際にもう一つの回線で2回線分を送れるように容量を50%に抑えていた。
- ・コネク&マネージが進んでおり、想定潮流の合理化、n-1 電制やノンファーム接続といった様々な接続形態が可能となっている。
- ・想定潮流の合理化とは、従来は、最大出力で計算していたが、実際にその出力が電線に送られることはほとんどないため、実態に合った詳細な見直しを行うもの。
- ・n-1 電制とは、一方の回線に故障が発生した場合、50%になるように太陽光発電などの負荷を自動的に遮断することで50%をこえても問題ないようにする方法。
- ・ノンファーム型接続とは、容量が空いているときに送電する方法。
- ・従来と比較して連携の方法が増えてきている。

○質疑応答・意見交換

(委員)

- ・資料1の3 目標値について、表に再エネ電力比率を入れていないのはなぜか。

(事務局)

- ・ご意見のとおり表に再エネ電力比率を追記する。

(委員)

- ・成果指標がビジョンの目標に対して必要十分か不明である。
- ・2013 年度を基準年としているため、成果指標に 2013 年度の数値を入れるべき。

(事務局)

- ・良い指標があれば教えていただきたい。
- ・2013 年度の数値は記載する。

(委員)

- ・省エネが各部門でどれくらい削減するかといった目標はあるため、業種別にどのくらい削減するかといった指標があった方が良いが、取得できるデータで国以上のものはないため、無理なものは注釈をつけるなどで対応すると良い。
- ・再エネもエネルギー種別ごとにどのくらい増やすかといった数字があるとよい。
- ・今ある成果指標はこれでよいが、少し足りない気がする。
- ・市町村が取り組んでいるまちづくりなども集計して市町村レベルの取組みを評価するのも手である。
- ・ビジョンを掲載するホームページに、用語やエネルギーに関する情報を掲載すると良い。

(事務局)

- ・いただいたご意見を参考とさせていただきます。
- ・県ホームページにて掲載していく。

(委員)

- ・ビジョンは県民が理解して行動しないと達成できないため、県民に知ってもらうためにも知事から発言いただくことが必要ではないか。

(事務局)

- ・県民の皆様への周知については、検討していく。

(委員)

- ・国は 2030 年度までに住宅の義務基準を ZEH 基準にするというロードマップを掲げており、県や市がこの動きを踏まえてどのような対応をしていくか示してほしい。

(事務局)

- ・県、事業者、県民の取組みを記載しており、「オール岐阜」で取り組んでいくことを考えている。

(会長)

- ・既存住宅の省エネを進めるのに良い方法はあるか。

(委員)

- ・リフォームに関しては、耐震改修に兼ねることや設備機器の更新時により省エネな設備への補助を出すなどして対応するのが有効ではないか。
- ・費用対効果が大きいのは窓改修である。

(委員)

- ・家庭部門は 66%削減が求められており、既存住宅の取組みは必須である。
- ・省エネ改修や設備更新には住宅オーナーの投資が必要であるが、その点を解決する一案として、住宅は住み継がれるため、投資した分がいずれは戻ってきて、投資することは社会にとっても住む人にとっても良いという流れができるとうい。このことは国などにもお伝えしている。

(委員)

- ・事業者、県民の取組みについて、義務のようなものがないと取組みが進まないの、例えば、県と取引のある事業者は取組みを義務化することや、県民への補助金などの検討いただきたい。

(事務局)

- ・ご意見を参考としながら、ビジョン策定後の取り組み方についても検討していく。

(会長)

- ・委員からの意見を踏まえ、目標値などについて、改善する部分があれば委員に了解を取って最終案とするべきと思うが、どのように進めていくか。

(事務局)

- ・検討する。

(会長)

- ・事務局にて検討のうえ、後日、皆様に連絡することとする。
- ・根本的な修正はなかったため、意見を反映させたものを最終案とするということによいか。

(委員)

・それでよい。

【議事2:その他】

○資料4に基づき、事務局から説明。

○質疑応答・意見交換

(委員)

- ・昨年の熱海での崩落を受けてから住民とのトラブル案件が増えている。
- ・条例を作る際にはレジリエンスの観点も踏まえて、ポジティブゾーンも考慮しながらルール作りしていただきたい。
- ・当局に相談いただきながら進めていただきたい。

(委員)

- ・住宅用太陽光についても厳しいルール作りがなされることもあるが、問題視されているのは野立ての太陽光かと思うので、区別してルール作りしていただきたい。

(事務局)

- ・参考とさせていただきます。

(事務局)

- ・市町村会議の場で、条例をお持ちの自治体からFIT取消のハードルが高いという意見があったが、実際に条例違反の連絡を受けた際に中部経済産業局ではどのような対応がなされているのか。

(委員)

- ・条例違反を確定させるのが難しい。
- ・過料や罰則となると確実に条例違反と断定できるため、国としても行政指導、改善命令などを行い、最終的に聴聞のうえ取消となる。
- ・入口の部分で条例違反となった場合に、指導などで是正されれば取消には至らない。
- ・寄せられた情報は集約したうえ、事業者には指導を実施している。